

## 資料 1 3 - 4 ドイツの移民問題専門家委員会報告書概要

〔本報告書に基づいて、ドイツ新移民法案（資料 1 3 - 3）が作成された。〕

### 1 報告書について

連邦内務大臣が 2000 年 9 月に召集した、学者、議員、労使団体幹部、教会関係者等 21 人の超党派の専門家からなる諮問委員会により、今後のドイツの移民政策、新たな移民法制定の必要性について 2001 年 7 月 4 日に提言されたもの。

### 2 報告内容について

委員会の提言は人口の高齢化と人口減は移民導入では解決できないが、若年労働力の導入は国内で不足する労働力を補い、社会保障制度の安定に寄与するとの考え方に基づいている。その骨子は以下のとおり。

- ・若く高度な職業教育を受けている者については、期限を定めた滞在許可を発給し、受入れに当たっては年齢、教育、職業経験等のポイント制に基づき、国内労働市場との調和が重視される。
- ・上記の期限付きの労働者、職業教育・研修生等と合わせて当初 5 万人を上限とし、年間の移民受入れ数については新たな移民問題評議会が提言を行う。
- ・外国人の統合の方策として、ドイツ語習得の機会を与え、当面ドイツ語習得コース受講者 22 万人、その費用として 6 億 1500 万マルクを想定する。
- ・難民認定手続きを厳格化、迅速化し、難民申請が棄却された場合のドイツ国内滞在を短縮する。
- ・連邦難民認定庁を改組し、滞在許可と労働許可を調整する移民・外国人担当の統合官庁を新設する。